



令和 8 年 9 月 11 日

鹿児島労働局長

永野 和則 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 川口 俊一

鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金の改正決定の
必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和 8 年 7 月 31 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった鹿児島県自動車(新車)小売業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので答申する。